

障がい福祉サービス利用にかかる費用

障がい福祉サービスを利用した場合は、原則として1割を負担していただきます。
残りの9割は、天草市、熊本県、国が負担します。

1

利用負担額の上限

(月ごとの利用者負担には上限があります)

月ごとにかかる利用者負担額には、その世帯の所得に応じて、上限額が決められており、ひと月に利用したサービス量に関わらず、それ以上の負担は生じません。

※「世帯」の範囲について

- 18歳以上…利用者本人及び同じ世帯の配偶者
- 18歳未満…住民票上の世帯(20歳未満の施設入所者を含む)

【障がい者の利用者負担】

区分	対象者	(月額)負担上限額
生活保護	生活保護受給者	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般1	市民税課税世帯(所得割16万円未満)	9,300円
一般2	一般1に該当しない場合	37,200円

【障がい児の利用者負担】

区分	対象者	(月額)負担上限額
生活保護	生活保護受給者	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般1	市民税課税世帯(所得割28万円未満)	居宅利用者 4,600円
		20歳未満の施設入所者 9,300円
一般2	一般1に該当しない場合	37,200円

2

高額障がい福祉サービス等給付費

同じ世帯に障がい福祉サービスを利用する人が複数いる場合、合算した額が一定額を超えた分は「高額障がい福祉サービス等給付費」として支給され、負担が軽減されます。

※『新高額障がい福祉サービス等給付費』

65歳になるまでに5年以上、特定の障がい福祉サービスを利用していた人で、一定の要件を満たす場合は、介護保険移行後に利用した相当(類似)する介護保険サービスの利用者負担が償還されます。

3

入所施設を利用する人への補足給付

施設サービスを利用する場合の食費や光熱水費は、全額自己負担になります。

ただし、施設入所者で所得の低い人は、申請により補足給付が支給され負担が軽減されます。その他、サービスにより、食事や日用品などの実費を支払う場合もあります。

4

グループホーム利用者への補足給付

グループホームの利用者が負担する家賃を対象として、所得の低い人(生活保護又は低所得の世帯)は、利用者一人あたり月額1万円を上限に補足給付が支給され、負担が軽減されます。